

## FATCA 実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明（仮訳）

### I. 基本的考え方

- A. 租税分野の相互協力における長年の緊密な二国間関係を基礎として、日本及び米国は国際的な脱税に立ち向かう上で協力関係を強化することを希望する。
- B. 2010年3月18日に米国はいわゆる外国口座税務コンプライアンス法（FATCA：Foreign Account Tax Compliance Act）を成立させ、外国金融機関（FFI: Foreign Financial Institutions）に対し、特定の口座についての報告義務を導入した。しかし、日本の FFI が、法的制約のために、FATCA 上の報告、源泉徴収及び口座閉鎖を必ずしも全て履行することができないかもしれないという点を含め、FATCA は幾つかの課題を生じさせている。
- C. FATCA 実施の円滑化のための政府間協力は、コンプライアンス上のこうした法的な課題に対処し、実務上の執行を簡素なものとし、FFI のコストを削減するであろう。
- D. FATCA の政策目的を促進するため、米国は、関心を示した国とともに、FATCA 実施のための政府間アプローチ（FFI による自国政府への報告に続いて、当該政府は米国との自動的な情報交換を実施することを伴う）か、もしくは、FATCA 実施を円滑化するための政府間協力の枠組み（FATCA の要請と整合的な方法で FFI と米国の間の直接の報告を提供し、要請に基づく情報交換によって補足される枠組み）を採用する用意がある。
- E. 日本は FATCA の基本的な目的に賛同しており、FATCA 実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みを模索することに関心がある。米国は、日本の居住者が米国金融機関に保有する口座についての情報を既存の所得に関する租税条約に基づき収集し交換することにより、進んで日本と協力することを確認する。
- F. 米国及び日本は、中期的には、他の FATCA パートナー国及び OECD と協働して、報告及びデュー・ディリジェンスの基準を含む自動的な情報交換の共通モデルを構築したいと考えている。このような協調は、最終的には全ての関係者の利益となる形で、コンプライアンスを向上させ、執行を円滑にするであろう。米国及び日本は、金融機関及びその他の利害関係者のコンプライアンスコストを可能な限り低くする必要があることを認識しており、より長期的には、他の協力的な国・地域とともに、報告及びデュー・ディリジェンスに関する共通の基準を策定することに向け協働していくことにコミットしている。

- G. これらの考え方の下、米国及び日本の当局は、既存の米国と日本との間の二国間租税条約に基づき、FATCA 実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みを模索することに合意した。

## II. 枠組みの主要項目

- A. 米国当局（米財務省及び米 IRS（内国歳入庁））及び日本当局（財務省、国税庁及び金融庁）は、枠組みに合意する見込みである。この枠組みに従って、一定の条件の下、

1. 日本当局は以下の内容に合意する見込みである。

- a. 日本の金融機関（枠組みに従って適用除外となる FFI 及びみなし遵守 FFI を除く）を指導して、IRS に登録すること、及び金融庁が発出する要請文に従う意向を確認することをできるようにする。当該要請文は、FATCA の下の参加 FFI が負う義務と整合的な内容であり、次の点を含む。日本の金融機関は、(i) 米国口座を特定すべく、FATCA に規定されるデュー・ディリジェンス規則を適用する。(ii) FATCA 規則に規定される時期と方法に則り、米国口座保有者から同意が得られた場合、特定された米国口座について必要な情報を直接 IRS に毎年報告する。(iii) FATCA 規則に規定される時期と方法に則り、非協力口座の総数とその総額を IRS に毎年報告する。

- b. 日本の金融機関により非協力口座として特定され総数・総額ベースで報告される米国口座に関する追加情報を求める米国の権限のある当局による枠組みに基づいたグループ要請を受け付け、これに遅滞なく応じる。日本の権限のある当局は、要請された情報を、特定された日本の金融機関から入手し、2003 年 11 月 6 日にワシントンで署名された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」の第 26 条に基づき、米国の権限のある当局に対し遅滞なくこれを提供する。

2. 米国当局は以下の内容に合意する見込みである。

- a. 日本の各 FFI が米 IRS に登録されるか、又は枠組み若しくは米 IRS のガイドランスに基づき登録が免除される場合には、日本の個々の金融機関は、別途、包括的 FFI 契約を米 IRS との間で直接結ぶ義務から免除される。

- b. みなし遵守又は脱税リスクが低いいため適用外と扱われる日本の金融機関又は事業体の特定のカテゴリー（特に特定の日本の年金基金を含む）を枠組みにおいて特定する。
  - c. IRSに登録しているか、又はFFI契約を結んでいる日本の金融機関であって、FATCA の要請と統合的なデュー・ディリジェンス及び報告を実施する金融機関、又は枠組みに従ってみなし遵守又は適用外と扱われる日本の金融機関に対する支払いにつき、FATCA 上の米国源泉徴収を免除する。（これら全ての金融機関は、適宜、参加 FFI、みなし遵守 FFI、又は適用外のどれかに特定される。）
  - d. その他負担を軽減し FATCA の実施を簡素化する方策を提供する。
- B. さらに、枠組みの結果として、義務を履行する日本の金融機関は、下記事項の実施を求められなくなる見込みである。
- 1. 非協力的口座保有者の口座の閉鎖。
  - 2. 以下の者へのパススルーペイメント（米国源泉所得等の支払い）に対する源泉徴収。非協力的口座保有者、IRSに登録している若しくはFFI契約を結んでいる日本の FFI、日本の FATCA 適用外若しくはみなし遵守 FFI、又は米国が「FATCA 実施のための政府間アプローチに係る合意」若しくは「FATCA 実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組み等の合意」を実際に結んだ他国の FFI。

（以上）